

# 企業のカスタマーハラスメント 対応セミナー

～事前の備え・初動対応・事後対応～

参加  
無料

2026年10月施行の労働施策総合推進法改正により、  
企業には顧客・取引先からの不当な言動による就業環境の悪化を防ぐ体制整備が求められています。  
本セミナーでは、同法および愛知県カスハラ防止条例を読み解きながら、企業が講ずべき具体的な備え、  
初動対応、事後対応まで、実務に直結するポイントを解説します。

2026

10.9 金

13:30 - 16:15

会場受付 13:00～

【お申込み】

愛知労働基準協会ホームページ

(<https://www.airouki.or.jp/training/>)、

または右の二次元コードからお申込みください。

申込締切:10/7(水)まで



会場参加

ウインクあいち

(愛知県産業労働センター) 1302会議室

名古屋市東区名駅4丁目4-38

- ▶(JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より
- ・ユニモール地下街5番出口から:徒歩2分
- ・名駅地下街サンロードから:ミッドランドスクエア、
- マルケイ観光ビル、名古屋クロスコートタワーを経由 徒歩8分

定員

60名



会場参加お申込み



WEB参加

LIVE配信

Zoomウェビナー

※アーカイブ配信はございません。

※視聴専用のため(質疑応答)はご利用いただけません。

※参加前にZoomのご準備をお願いします。

定員

1,000名



WEB参加お申込み

次第

13:30～13:35

企業のカスタマーハラスメント対応セミナー ～事前の備え・初動対応・事後対応～

・オリエンテーション(5分)

説明

13:35～13:50  
(15分)

[予定]雇用環境・均等行政の動向について

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課長 蓑津 智行 氏

講演

13:50～16:15  
(145分)

カスタマーハラスメント対策の措置義務化と企業実務

◎改正労働施策総合推進法、愛知県カスハラ防止条例の概要

◎「職場におけるカスタマーハラスメント」定義と判断基準

◎企業に求められるカスタマーハラスメント対策措置

・基本方針の策定と周知(社内・社外)

・相談窓口・相談対応体制の整備

・対応マニュアル策定と事後対応(事実確認、被害者ケアなど)

◎安全配慮義務と企業リスク管理

◎事例や裁判例を踏まえた実務対応



講師

下村 静穂 氏

ア・ルース消生労事務所 代表  
特定社会保険労務士

主催・お問い合わせ

公益社団法人

愛知労働基準協会



愛知労働基準協会

TEL 052-221-1438

FAX 052-204-1268

e-mail jigyo-ark@airouki.or.jp